

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方等の後期高齢者医療保険料減免 質問と答え

申請について

Q1 申請手続きは、どのようにすればよいですか？

A1 申請は窓口での感染拡大を防止するため、郵送により申請していただくことを奨励しております。区役所あての返信用封筒を同封しておりますので、そちらをご活用ください。受取人払いのため、切手を貼らずに投函できます。

Q2 年金収入のみの場合でも申請できますか。

A2 主たる生計維持者の収入が年金のみの場合は、保険料の減額対象になりませんので申請はできません。

Q3 夫婦（2人とも被保険者）＋子（主たる生計維持者）の世帯構成の場合、申請書Aは夫婦1枚ずつで計2枚作成しましたが、他の書類も1組ずつ計2組必要ですか？

A3 「申請書A」は申請する被保険者ごとに1枚ずつ作成していただきますが、「申請書B（主たる生計維持者の所得・収入状況表）」や「確定申告書の写し」等の添付書類については、1組提出していただければ結構です。詳しくは申請書Bの裏面「必要書類チェック表」をご覧ください。

Q4 減免対象となる保険料（令和3年度の保険料）で、すでに払ってしまった部分の保険料についても減免の対象になりますか？

A4 対象となる期間の保険料であれば、納付済みであっても減免の対象です。なお、減免申請が認められ、減免額を差し引いた保険料額を超える金額を納付済みの場合は、後日還付いたします。

減免の要件について

Q5 要件の中の「事業収入等いずれかの減少額」に、雑収入（例：原稿料、講演料、印税等）や株の取引による収入は含まれますか？

A5 「事業収入等いずれかの減少額」として算定するのは、営業収入・農業収入・不動産収入・給与収入・山林収入のいずれかです。その他は対象ではありません。

Q6 「主たる生計維持者」とは世帯主のことですか？

A6 「主たる生計維持者」とは、住民票上の世帯主です。ただし、同一世帯の中で別の被保険者の収入が高い場合は、その人を「主たる生計維持者」とすることができます。被保険者ではない世帯員は、「主たる生計維持者」にはなりません。

減免される金額・計算について

Q7 減免される金額は、令和3年中の減少した収入の減少割合によって決まらないのですか？

A7 減免される金額は、収入の減少割合ではなく、保険料計算のもととなった所得額に対する減少した収入に係る比率と主たる生計維持者と被保険者の前年の所得額によって決まります。令和3年中の収入見込み額は、減免の要件にのみ関係し、減免される金額には関係しません。

Q8 事業収入について前年比10分の3以上の減少見込みなのですが、令和2年中は必要経費の額が多く、事業所得は0円となっていました。この場合、減免されますか？

A8 減免の要件には当てはまりますが、令和2年中の所得額が0円の場合は、減免される額の計算過程（ $A \times B / C \times D$ ）において、前年の所得額（B）をかけるため、減免額が0円となり、減免されないこととなります。（事業所得がマイナスの場合も0円と扱うため、同様です。）

Q9 減免される金額の具体例を教えてください。

A9 「保険料減免について」ご案内の4ページ「保険料の減免額」欄を参照しながら下記の計算例をご確認ください。

<計算例> 世帯主の子（50歳）と被保険者の夫婦（80歳）の3人世帯
夫婦は年金収入のみ、子の営業収入、不動産収入が令和2年中に比べ3/10以上減少した場合

$$\text{減免額} = \text{【減免対象の保険料額】} \times \text{【減免割合】}$$

【減免対象の保険料額】の算出 $A \times B / C$

	収入（令和2年）	所得（令和3年）	保険料額
夫	年金 170 万円	50 万円	6 万円 A
妻	年金 120 万円	0 円 <small>世帯全体</small>	5 万円 A
子 (世帯主)	営業 400 万円	350 万円	—
	不動産 200 万円		

※例示ですので、上表の保険料額は実際と異なる場合があります。

【減免割合】の算出 **D**

主たる生計維持者（子）の令和元年中の合計所得金額は営業所得と不動産所得の500万円（350万+150万）

減免割合は、合計所得金額「550万円以下」の基準に該当

減免割合は **60%** **D**

$$\begin{array}{l} \text{保険料額 } \mathbf{A} \times \text{収入減少見込の所得 } \mathbf{B} / \text{世帯の所得額 } \mathbf{C} \times \text{減免割合 } \mathbf{D} = \text{減免額} \\ \text{夫 } 6 \text{ 万円} \times (50 \text{ 万円} / 550 \text{ 万円}) \times 60\% \doteq \underline{\underline{3.3 \text{ 万円}}} \\ \text{妻 } 5 \text{ 万円} \times (0 \text{ 万円} / 550 \text{ 万円}) \times 60\% \doteq \underline{\underline{2.7 \text{ 万円}}} \end{array}$$

Q10 「前年の所得の合計額」とは、医療費控除や社会保険料控除等の各種控除をしたあとの額ですか、また居住用不動産の買い換え等にかかる特別控除をしたあとの金額ですか。

A10 「前年の所得の合計額」は、医療費控除や社会保険料控除や基礎控除などの各種控除を控除する前の金額です。また、居住用不動産の買い換え等にかかる特別控除等の租税特別措置法に規定する特別控除については控除した後の額となります。